

# BLUE RETURN

## 青色申告

2026  
**4・5**  
Vol.843

**4ページ**  
青色申告会のご紹介

**6ページ**  
確定申告が終わったら  
おこなうこと

**8ページ**  
青色コーナーで  
制度普及に取り組む

**10ページ**  
デジタルシームレスの流れ 前編

**11ページ**  
長崎会70周年祝賀行事を開催

今月の表紙  
あさひ舟川 春の四重奏

(富山県朝日町)

# 会員の皆様によるたすけあい制度です



ケガに備えて安心を

## 全青色傷害

団体総合生活補償保険 (MS&AD型) [傷害補償特約付]

ケガによる死亡・後遺障害・入院・通院・手術、  
日常生活における賠償を補償。

掛金 (保険料等) は1口あたり 1ヵ月あたり **1,250円** (年令に応じて最高3口まで加入できます)



パンフレット

病気 に備えて安心を

## 疾病入院補償

団体総合生活補償保険 (MS&AD型) [疾病補償特約付]

疾病による入院・手術・放射線治療を補償。  
日帰りでの入院・手術も対象。

掛金 (保険料等) は年令により 1ヵ月あたり **460円~3,740円**



パンフレット

お申し込み、お問い合わせはご所属の青色申告会へ  
(一部取り扱いをしていない会があります。)

引受保険会社 **MS&AD** 三井住友海上火災保険株式会社

代理店・扱者 株式会社ゼンアオイロ 東京都千代田区神田駿河台 2-9 TEL 03-3294-2301



## 一般社団法人全国青色申告会総連合

※この広告は保険の概要をご説明したものです。詳しくは専用のパンフレットをご覧ください。

B25-100972 承認年月：2026年2月



BESTパートナー

## 大樹生命

日本生命グループ

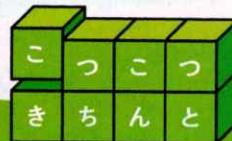
つなぐ~信頼を届け、未来を拓く~

こつこつきちんと あなたのため こつこつきちんと みんなのため

こつこつきちんと 地球のため こつこつきちんと 明日のため

こつこつ愛して こつこつ生きてるあなたを、

わたしたち大樹生命も、こつこつきちんと 応援します。



大樹生命保険株式会社

〒105-7190 東京都港区東新橋 1-5-2 <https://www.taiju-life.co.jp/>

## さまざまな施策で会勢拡大を推進

令和7年分の確定申告期を終えた。各地の確定申告会場を視察すると、会場内に設置された青色コーナーは動線を踏まえた様々な工夫がなされ、役職員の方々が懸命に会勢拡大に取り組まれていた。その姿を拝見し、あらためてご努力・ご尽力に深く敬意を表したい。

e-Taxの進展や確定申告会場の予約制導入などで、会場を訪れる納税者は年々減少している。いかに納税者と接点をもつて、青色申告制度の理解をすすめる、個人事業者の記帳水準の向上に努めていくのか。様々な議論を重ね、新たな行動を起こしていきたい。

青色申告会では、各国税局の会計ソフトを利用した記帳指導の業務委託などを請け負って、納税者の記帳相談をおこない、会を理解された方々に入会いただいた。会によっては、記帳相談を受けられた方の半数以上が入会したとも聞く。ノウハウの共有も必要だ。

個人事業者の働き方が多様化する現状を踏まえると、雇用的自営であるフリーランスの方々との連携も大切である。現在、一般社団法人フリーランス協会と提携し、同じ個人事業者の立場から税制改

正運動などをおこなっている。また、フリーランス協会の協力を得て、協会のメンバーにメールマガジンを通じて青色申告会のPRをおこなっている。今後も税務行政と一層の連携をはかり、働き方の多様化により副業・兼業など新たな形態で仕事をされる方々の入会勧奨を模索していきたい。

昨年は、SNSを通じた広報活動を26県連でおこなった。延べ300万人の個人事業者が広告を閲覧し、青色申告会のPRと入会勧奨に一定の成果を得た。ホームページを通じた入会勧奨の実績も年々増えている。今後は、こうしたインターネットを活用した広報活動の強化も必要だ。

全青色が毎年、各会におこなう会勢拡大のアンケートでも、「役員・会員による紹介」は入会者数の上位にある。地域の実情を一番理解しているのは地元で活動する会である。地域の産業構造や実情を踏まえて草の根運動を積極的に展開することも大切だ。新年度をむかえ、さまざまな取り組みを各県連・各会と議論し、一人でも多くの納税者に理解いただける組織づくりをおこなっていきたい。



## 青色申告会のご紹介

青色申告会は、記帳や決算・申告の指導・相談以外の活動もしています。ぜひ、会を積極的にご利用ください。また、入会を希望するお知らせがございましたらご紹介ください。

### 青色申告制度と青色申告会

青色申告制度は、カール・S・シャープ博士を団長とする税制使節団が発表した日本税制報告書（シャープ勧告）により、昭和25（1950）年分から施行されました。記帳にもとづいて適正に申告すれば、税務上の特典が得られる新しい制度を学ぶため、個人事業者が集い、各地で青色申告会が結成されました。青色申告制度の施行、青色申告会の結成から75年が経ちました。

### 税制改正運動と青色申告会

青色申告会は昭和26年、「正直者がバカをみない税制」を合言葉に税制改正要望意見を発表しました。以来、税や社会保障の公平・公正な制度を求めて運動を続け、青色事業専従者給与や青色申告特別控除など多くの要望を実現してきました（[図表参照](#)）。現在は、働き方の違いによって生じる税負担の格差を是正し、勤労性所得に対する課税を公平にする青色事業主勤労所得控除制度の早期実現を要望しています。

図表 近年の税制改正運動の成果

改正年度	改正項目
令和8年 (2026)	<ul style="list-style-type: none"><li>青色申告特別控除の上限額を75万円に引き上げ、要件の見直し(令和9年分から)</li><li>インボイス制度の負担軽減措置の「2割特例」や「80%控除」を見直して延長</li><li>個人版事業承継税制で計画提出期限を2年6か月延長</li></ul>
令和7年 (2025)	<ul style="list-style-type: none"><li>個人版事業承継税制で事業従事要件を贈与直前に緩和</li><li>青色申告特別控除65万円の選択要件に「請求書等データとの自動連携」を追加(令和9年分から)</li></ul>
令和6年 (2024)	<ul style="list-style-type: none"><li>記帳不備に対する加算税の加重措置の導入(令和7年分から)</li></ul>
令和5年 (2023)	<ul style="list-style-type: none"><li>個人版事業承継税制で計画提出期限を2年延長</li></ul>
令和4年 (2022)	<ul style="list-style-type: none"><li>特定非常災害に係る純損失などの繰越期間を5年に延長</li><li>インボイス制度の負担軽減措置の導入</li><li>業務に係る雑所得の判定基準の見直し</li></ul>

### 青色申告会の特長

青色申告会は、綱領と会則・定款にもとづいて、会員の皆様からお預かりする会費を基本財源として、会員から互選されたボランティアの役員を中心に運営しています。

### 綱領

1. われらは誠実なる青色申告者として税務の民主化と合理的な税制の確立を期す。
2. われらは青色申告を基礎とした中小企業等の経営合理化を図り、国民経済の発展を期す。
3. われらは青色申告を通じ生活の改善を図り、国民福祉の増進を期す。

## 青色申告会のさまざまな活動

会員事業の発展や福利厚生に貢献するさまざまな活動をおこなっています。会によって活動の内容が異なる場合があります。

### 記帳・決算・申告などのご指導やご相談

記帳・決算・申告などの講習会や個別相談をしています。法律や経営などの専門家による無料相談を実施する会もあります。パソコン会計で青色申告特別控除65万円

### 会員専用の会計ソフト「ブルーリターンA」をご利用いただけます。

複式簿記の記帳から青色申告決算書、所得税・消費税の申告書の作成、e-Taxや優良な電子帳簿にも対応しますので、多くの方が青色申告特別控除65万円を適用しています。導入から運用、税制改正に対応したバージョンアップまで、青色申告会がサポートします。

### 福利厚生には青色申告会の団体制度

工作中的ケガの治療や病気の入院を補償する青色申告会独自の団体制度を取り扱う会があります。保険会社との団体契約による割引が適用され、個人で加入するよりも、会費・掛金は割安になっています。

### 国の制度などの取り扱い窓口

事業主・共同経営者の退職金制度である小規模企業共済、専従者・従業員の退職金制度である中小企業退職金共済、取引先倒産時に資金繰りを支援する中小企業倒産防止共済など国の制度の取り扱い窓口になっています。労働保険事務の代行や日本政策金融公庫へのあつ旋をする会もあります。

## 青年部や女性部など人脈作りのチャンス

青色申告会には、さまざまな業種の方が入会しています。研修旅行、サークル活動、地域イベントなどで人脈を作って、事業活動の幅を広げるチャンスとしてください。次世代の人材育成やリーダー育成を目的として、若手経営者が集う青年部、女性経営者や事業専従者の交流の場である女性部が組織されている会もあります。

### 機関誌やホームページによる情報提供

本誌「機関誌BLUE RETURN 青色申告」や会員向け税務ハンドブック「青色申告会員必携」（年一回発行）など各種テキストを発行しています。また、青色申告会のポータルサイトとしてホームページを開設し、個人事業者の税に関する最新情報、会の歴史や特長、青色申告制度の解説のほか、全国の青色申告会の所在地などを調べることができます。

個人事業者の未来にエールを

【記事ページ公開中】これで解決！個人事業者の電子取引データ保存  
令和6年1月1日以後におこなう電子取引は、その電子データの保存が義務化されます

各種控除の見直し等について  
こちらをチェック！

消費税の最新特例  
今年は適用できますか？

URL <https://www.zenairobr.jp>

検索サイトからは…

スマホからは  
二次元コードが  
便利です

## 確定申告が終わったら おこなうこと

### 申告書などに誤りがないか確認しましょう

提出した申告書や決算書などを確認して、誤りがあるときは次のとおり対応します。  
**税額を実際より多く申告していたとき**

**(還付税額が実際より少ない場合を含む)**

**更正の請求書**を提出し、請求内容が認められれば、納め過ぎた税額が還付されます。  
※更正の請求は、原則として法定申告期限から5年以内におこないます。

**税額を実際より少なく申告していたとき**  
**(還付税額が実際より多い場合を含む)**

**修正申告書**を提出し、新たに納付することになった税額を納めます。

- ※修正申告は、税務署から更正を受けるまでの間は、いつでもおこなうことができます。
- ※確定申告の必要があるのにしていないときは、税務署が税務調査などにより税額を決定します。
- ※修正申告や税務署による決定などにより納付する税額には、法定納期限の翌日から納付する日までの期間の延滞税や加算税がかかることがあります。

### 納税に備えましょう

#### 振替納税をするとき

令和7年分確定申告の振替納税日は、**所得税が令和8年4月23日、その延納分は同年6月1日、消費税が同年4月30日**です。  
預貯金の口座残高に留意ください。

※振替ができなかったときは、法定納期限の翌日から納付する日までの期間の延滞税がかかります。金融機関や税務署の窓口で本税とあわせて納付します。

### 納税が困難なとき

一時に納税することで事業の継続や生活が困難になるときや災害で財産を失ったときなどは、納税が猶予されることがあります。税務署（徴収担当）にご相談ください。

#### 令和8年度分の地方税の納税があるとき

令和7年分の所得税確定申告をもとにして、令和8年度分の個人住民税や個人事業税の納税額があるときは、**納税通知書**が届きます。原則として、個人住民税（普通徴収）は6月、8月、10月、翌年1月の4回、個人事業税は8月と11月の2回に分けて、期限までに通知された税額を納付します。

#### 令和8年分の所得税の予定納税があるとき

令和7年分の所得税額などから計算した予定納税基準額が15万円以上のときは、**令和8年分所得税等の予定納税額の通知書**が届きます（電子発行の場合を含む）。期限までに通知された税額を納付します。

※令和8年6月30日または10月31日の現況で、税務署から通知された基準額より申告納税見積額が少なくなる場合は、予定納税の減額を申請できます。

#### 令和8年分の消費税の中間申告があるとき

令和7年分の消費税年税額（国税分、申告書⑨欄の差引税額）が48万円を超えるときは、令和8年分の**中間申告書**が届きます。期限までに通知された税額を納付します。消費税は延納できません。中間申告書が届かなくても、所定の手続きで任意の中間申告・納付（年1回）ができます。また、ダイレクト納付による予納もあります。

### 国税還付金振込通知書を確認しましょう

国税の還付があるときは、**国税還付金振込通知書**が届きます（電子発行の場合を含む）。内容を確認し、支払日までの利息に相当する還付加算金の記載があるときは、次の確定申告で雑所得として申告します。

### 消費税の必要な届け出を提出しましょう

**課税事業者あるいは免税事業者の届け出**  
**インボイス発行事業者の方は不要**

令和7年分が免税事業者の方は、同年の課税売上高が1千万円を超えていれば、令和9年分は課税事業者ですので、すみやかに**消費税課税事業者届出書**を提出します。

令和7年分が課税事業者の方は、同年の税抜きの課税売上高が1千万円以下であれば、令和9年分は免税事業者ですので、すみやかに**消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書**を提出します。

### インボイス発行事業者の登録申請

個人の免税事業者が令和11年12月31日までにインボイス発行事業者になる場合は、課税期間の途中であってもインボイス発行事業者になることができ、その登録日から課税事業者になる経過措置が適用されます。**適格請求書発行事業者の登録申請書**に、その提出日から15日以降の登録希望日を記載して提出することで、希望日から登録を受けることができます。

※この経過措置の適用を受けて課税事業者になる免税事業者は、消費税課税事業者選択届出書の提出は必要ありません。

### 簡易課税の選択や取りやめの届け出

簡易課税の選択や取りやめには、課税期間の開始日の前日（令和9年分は令和8年12月31日）までに、**消費税簡易課税制度選択届出書**または**同選択不適用届出書**を提出します。

※免税事業者が課税期間の途中からインボイス発行事業者の登録を受けて課税事業者になる経過措置の適用を受ける場合は、その課税期間から簡易課税を選択できる経過措置が適用されます。また、令和7年分に2割特例を適用した課税事業者は、令和8年分に消費税簡易課税制度選択届出書を提出すれば令和8年分に簡易課税を選択できます。

### 帳簿・書類を保存しましょう

帳簿や決算関係書類は**図表**のとおり、保存しなければなりません。会計ソフトで記録したときは、一定の要件を満たせば、帳簿を電子データで保存できます。

図表 青色申告者の帳簿などの保存期間

区分	帳簿書類の具体例	期間
帳簿	複式簿記 仕訳帳、総勘定元帳など	7年
	簡易帳簿 現金出納帳、経費帳、売掛帳、買掛帳、固定資産台帳など	
決算関係書類	青色申告決算書、棚卸表など	7年
現金・預金関係書類	領収書、預金通帳、小切手帳、借入金など	7年*
その他の書類	納品書、請求書、送り状、見積書、契約書、領収書控えなど	5年

※前々年分の不動産所得の金額および事業所得の金額（青色事業専従者給与の必要経費算入前の金額）の合計額が300万円以下の小規模事業者の現金・預金関係書類の保存期間は5年です。

※優良な電子帳簿保存の場合は、所定の条件で検索できることが求められますので、必ず電子データを保存してください。

※医療費控除の適用を受けたときは、確定申告期限から5年が経過する日まで領収書などを保存します。

## 青色コーナーで 制度普及に取り組み

記帳水準の向上や青色申告の一層の普及を目的に、確定申告会場に設けられる青色コーナーに会の役職員が従事しました。

国税庁は令和7年6月、青色コーナー運営のベストプラクティス（最良の事例や最善の方法の意）をまとめた「令和7年分以降の青色コーナーの設置・運用に向けた参考資料」を作成し、国税局・国税事務所を通じて税務署と共有しました。掲載された事例の今年度の状況をご紹介します。

### 愛知県名古屋市・ウインクあいち

名古屋国税局では、愛知・静岡・岐阜・三重4県の48署すべてに青色コーナーを開設しています。確定申告会場の受付で全署共通の「記帳状況のアンケート（確認書兼案内申込書）」（アンケートの記入方法を参照）を事業所得者などに交付し、コーナーへ案内します。青色申告会など記帳指導機関の指導や国税局がおこなう無料記帳指導の希望が聞き取られ、事業者の記帳水準の向上につながっています。

名古屋市内には2か所の合同申告会場が設けられました。そのひとつが愛知県産業労働センター（ウインクあいち）です。名古屋駅の近くで交通の便が良く、5署合同

### ○アンケートの記入方法

#### 記帳状況のアンケート（確認書兼案内申込書）

※本表は、税務署から配布されるものではありません。記帳指導機関や税理士から配布される場合があります。

① 各項目について、記入してください。税務署等から連絡する場合がありますので、電話番号は携帯電話などで、連絡がつかずやすい番号を記入してください。

② 記帳指導や記帳の状況についてチェックしてください。ご自分で記帳されている場合は、会計ソフトを利用されている方はソフト名も記入してください。ご自分で記帳ができない方や確定申告書の作成に不安がある方は、記帳指導機関への加入や説明会への参加をぜひ検討してください。

③ 希望される記帳指導機関又は国税局が委託する記帳指導に「○」を記入してください。会計ソフトを利用した記帳指導や税理士が行う記帳指導など無料で受けられるものもあります。なお、定員に限りがあるためご希望に添えない場合もあります。



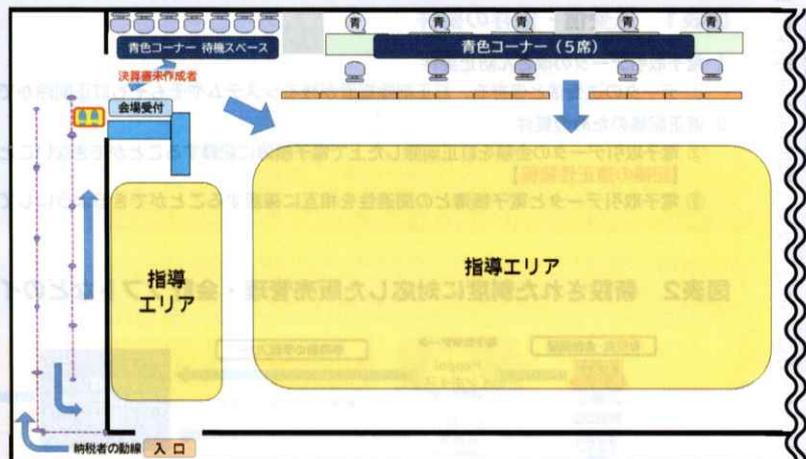
▲ウインクあいちの青色コーナー（中川会役員が対応中）

会場のため、多くの納税者が利用します。コーナーには名古屋北税務署管内青色申告会（谷口充会長）、名古屋西青色申告会（牛田芳隆会長）、一般社団法人名古屋中村青色申告会（仲村文生会長）、熱田税務署管内青色申告会（内山博行会長）、一般社団法人中川青色申告会（西垣直哉会長）の5会の役員が交代で従事しました。来訪者の所轄署に合わせて、各会の記帳説明会・相談会の案内や入会の勧奨がおこなわれました。

### 山梨県甲府市・甲府税務署

東京国税局管内の甲府税務署では、青色コーナーに従事する一般社団法人甲府青色申告会（志村真会長）と毎年協議し、コーナーの利用者を増やす取り組みを進めています。

令和6年分の確定申告期は、申告会場を訪れる納税者の入室から退室までの動線を考慮して、分かりやすい場所にコーナーを設置するとともに、席数を増やしました。会場受付のそばにコーナーが配置されたことで、決算書未作成者をすみやかに誘導できるとともに、コーナー利用者は令和5年分確定申告期の約4倍に増えました。令和7年分の確定申告期では、コーナーの席数がさらに1つ拡充されて5席になりました。また、甲府署の協力を得て指導が可能な従事者を増員することができました。例年、3月に入ると利用者の数や事業者の割合が増え、入会勧奨にあてられる時間的な余裕がなくなる状況への対策です。



▲令和7年確定申告期の甲府税務署会場レイアウト

甲府青色申告会では、役員1名、事務局職員1名に加えて、税務署や商工団体のOBを臨時職員として迎え、常時5〜6名が従事しました。指導経験が豊富な従事者をそろえることで、コーナーを安心して利用してもらえる体制を作っています。4月以降に会がおこなう、新規の開業者や青色申告申請者などを対象とした無料の記帳個別相談会への参加者も募ります。1時間の個別相談から入会して会の指導・相談を継続して受ける方もでています。

## 請求書等データと自動連携する会計ソフト

デジタル化が進み、取引から経理までのシームレスな（切れ目がない）システムが導入されています。新しい流れについて2回に分けて掲載します。

令和7年3月に成立した改正電子帳簿保存法では、請求書などの電子取引データを自動で保存し、帳簿に自動連携する仕組みに対応した制度が新設されました。あわせて令和7年度法制改正で、国税庁長官が定める基準に適合するシステムを使い、電子取引データを一定の要件（**図表1**）を満たして送受信・保存する場合（**図表2**）は、電子取引データに関する隠ぺい・仮装行為に係る加重算税10%の加重措置の適用外とされ、青色申告特別控除65万円の要件のひとつになりました。

※詳しくは、国税庁ホームページ（二次元コード）でご確認ください。



令和8年度法制改正で、令和9年分以後の青色申告特別控除の上限額は75万円に引き上げられました（本誌令和8年2・3月号既報）。75万円控除の適用には、優良な電子帳簿保存か前述の請求書等データと自動連携する会計ソフトで記帳し（いずれの場合も所定の届け出が必要）、e-Taxによる電子申告が要件となります。

## 図表1 送受信・保存の要件

## I 電子取引データの改ざん防止要件

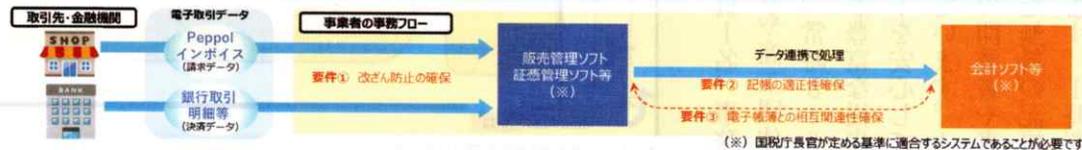
① データの送受信と保存を、訂正削除履歴が残るシステムやそもそも訂正削除ができないシステムでおこなう【改ざん防止の確保】

## II 適正記帳のための要件

② 電子取引データの金額を訂正削除した上で電子帳簿に記録することができないこと（または訂正削除の事実を確認できるようにしておくこと）【記帳の適正性確保】

③ 電子取引データと電子帳簿との関連性を相互に確認することができるようにしておくこと【電子帳簿との相互関連性確保】

## 図表2 新設された制度に対応した販売管理・会計ソフトなどのイメージ（出典：国税庁）



※ 青色申告会の会計ソフト「ブルーリターンA」は優良な電子帳簿保存とe-Taxに対応します。

## 長崎青色申告会 創立70周年祝賀行事を開催

長崎青色申告会は令和8年2月5日、創立70周年祝賀行事として記念講演会ならびに祝賀会を長崎市内で開催しました。記念講演会には小澤研也福岡国税局長を講師に迎え、「所得税の草創期と青色申告」を演題におこなわれました。小澤局長からは青色申告会の今後の取り組みに対し、熱いエールをいただきました。記念祝賀会は福岡国税局・長崎税務署の幹部、長崎市長、長崎商工会議所会頭など関係団体の代表者を招き、更なる飛躍を祈念しました。



▲小澤研也 福岡国税局長

第二次世界大戦以前の所得税は、賦課課税制度が採用され、税務署が業種や所得の種類ごとに平均的事業者の収入と支出を調

べて標準所得率を定め、他の事業者にあてはめることで所得額を推計して税額を確定していました。戦後はGHQ（連合国軍最高司令官総司令部）による民主化政策のもと申告納税制度が導入されましたが、深刻な歳入不足のなかで徴税が強化され、更正処分、異議申し立て、滞納が大量に発生するなど、税務行政は大きく混乱しました。そこで、GHQはシャウプ博士を団長とする税制使節団を招き、使節団の報告書で納税者と税務当局との間の相互の信頼関係を育成する仕組みとして、記帳にもとづき正しく申告する事業者の権利を保証する青色申告制度を勧告しました。昭和25年、シャウプ勧告により青色申告制度が施行され、長崎市内でも青色申告に取り組み多くの個人事業者が集い、昭和31年2月に長崎青色申告会が創立されました。多くの方々を支えられて歩みを重ね、創立当時の会員527名は、現在1121名に増えました。

### 長崎青色申告会 70年の主な歩み

- 昭和31年2月 長崎青色申告会 創立
- … 事務局を長崎商工会議所内に置く
- 昭和37年11月 長崎県青色申告会連合会 創立
- … 県連事務局を長崎青色申告会に併設
- 昭和49年7月 婦人部（現・女性部） 結成
- 昭和55年12月 長崎商工会議所から分離独立
- 昭和59年11月 青年部 結成
- 平成17年2月 ホームページ 開設
- 令和8年8月 デジタル化宣言2024 採択

令和8年4月1日発行 (毎月1日発行)  
令和4年9月13日 第3種郵便物認可

BLUE RETURN 第7巻第4・5号 第一種郵便物認可  
全国青色申告会総連合 購買部

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9  
電話 03-3294-2301(代)

定価44円(税別)  
(原価会費を含む)



青色申告会の会計ソフト

# ブルーリターン



多くの会員の皆様にご利用いただくパソコン会計ソフトです

**ブルーリターンA**で **青色申告特別控除75万円**  
e-Taxによる電子申告と優良な電子帳簿保存等で適用できます

※1 令和8年度税制改正により、令和9年分から青色申告特別控除の上限額が65万円から75万円に引き上げられる予定です。  
※2 優良な電子帳簿保存をするには所定の届出書を税務署に提出する必要があります。

**ポイント** 所得税申告書・青色申告決算書をかたん作成、そのままe-Tax送信

**ポイント** 消費税申告書・付表も2割特例などの特例措置に対応して作成

**ポイント** 会計データお預かりサービスでクラウドサーバーにデータを保全



青色申告会の  
安心サポート

充実機能で  
使いやすい

初めてでも安心の  
かんたん操作

ブルーリターンA公式ホームページから  
無料体験版やパンフレットをチェック

ブルーリターンA 検索   
<https://www.bluereturna.jp>



解説動画はこちら 

ソフト購入のご相談やお申し込みは、ご所属の青色申告会まで